

奈良県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

令和四年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
たんぽぽ薬局あすか野店	生駒市あすか野南二一 一―七	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和四年九月三十日
たんぽぽ薬局小明店	生駒市小明町五六〇― 四	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和四年九月三十日
さかもと薬局南田原店	生駒市南田原町八二二 ―一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和四年九月三十日
さかもと薬局平群店	生駒郡平群町大字下垣 内一三一―一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和四年九月三十日

なごみ薬局			
大和高田市大字根成柿 一七四―四			
居宅療養管理指 導及び介護予防 居宅療養管理指 導			
令和四年九月三 十日			